

相談無料

(2024年12月31日まで)

新型コロナでお悩みの方、 弁護士に相談しませんか？

あなたのお住まいのお近くの弁護士が相談をお受けします。

たとえば

「緊急小口資金等の特例貸付」の返済の目処がたたない…
返還免除も受けることが出来なかった…

在宅勤務により在宅時間が増えた配偶者の家庭内暴力が悪化した。身の危険を感じるが、どうしたらよいか…

などなど

相談をご希望の方は



【インターネットでの相談予約】(24時間受付)

<https://www.soudan-yoyaku.jp/>



【お電話での相談予約】

※各地の弁護士会が運営するお近くの法律相談センターに繋がります。

0570-783-110

(全国共通電話番号・通話料金が発生します)

○上記方法にて相談予約を行ってください。

○ご予約の日時に、お住まいの最寄りの法律相談センターにお越しください。